

事 務 連 絡  
令和 7 年 9 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

ドクターヘリ運休時の救急医療及び搬送体制の確保等について

平素より、医療行政の推進にご尽力いただき御礼申し上げます。

令和 7 年 7 月から 8 月にかけて、学校法人ヒラタ学園とドクターヘリに関する事業の委託契約を交わしている都道府県等において、整備士不足により整備体制を確保できなかったことからドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成 19 年法律第 103 号）第 5 条第 1 項に規定する病院の使用する救急医療用ヘリコプター（同法第 2 条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）であって救助を業務とするものをいう。以下同じ。）の運航が一時休止される事案が発生しました。この間、近隣のドクターヘリや消防・防災ヘリ等とも連携・協力しつつ、地域の救急医療及び搬送が実施されました。

ドクターヘリの運航については、都道府県より要請を受けた救命救急センター及び都道府県等との委託契約を締結した運航会社により体制が確保されるものであって、国民の健康の保持及び安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた重要な制度の一つであり、弊省においても救急医療対策事業実施要綱（昭和 52 年 7 月 6 日付け医発 692 号）に基づきドクターヘリ導入促進事業を行ってきたところです。

今般、当該事業者より整備士が不足することから、ドクターヘリの運航を再び休止する可能性があるとし受けました。つきましては、貴部（局）におかれては、当該事業者がドクターヘリの運航を休止した場合に備え、今夏における地域の救急医療及び搬送の状況を確認しつつ、近隣のドクターヘリ等とも連携・協力した搬送体制を確保できるよう、あらかじめ検討・調整していただくようお願い申し上げます。

あわせて、貴都道府県の管内のドクターヘリの運航に係わる医療機関、消防機関、運航会社等に対して、本事務連絡の内容を周知いただき、安全な定常的運航の再確認・徹底・協力を求めているようお願いいたします。

また、近隣都道府県から協力の依頼があった場合には、都道府県域を越えた搬送体制の構築にご協力いただくなど、適切な措置が講じられますようお願い

いたします。

なお、本事務連絡は総務省消防庁に各都道府県の消防関係部署等に対して、各都道府県の衛生部局から救急医療及び搬送体制の確保について協力の要請があった際、適切な措置を講じるように助言等のご協力をお願いする旨、発出しておりますことを申し添えます。